

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年10月18日（平成28年（行個）諮問第156号）

答申日：平成28年12月13日（平成28年度（行個）答申第149号）

事件名：本人が特定事件に関わった部分についての文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「昭和51年特定事件に請求人がかかわった部分についての文書」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月27日付け法務省秘個30号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

マイナンバーカードの提出は申出人にとって「年金裁定請求しても裁定しない回答しない」とする特定年金事務所により健康保険証も詐欺にある状態の中で、右2点を本人確認書類として提出できない以上提出できない。

マイナンバーカードは発行されているが特定市は交付しない。

年金を運用する従来の社会システムから従来とは別の社会システムへの変遷の中で、マイナンバーカードの交付のし方に瑕疵があれば本人確認とはならないから審査請求の趣旨との関連をつけ加える。

社会主義的な政策への転換がされた戦後の社会システムは、資本主義マルサス主義が本流であった中で昭和46年祖父の相続財産請求権が侵害された昭和47年日中国交は違法である。

昭和56年当時、再製不可能とされた旧様式の戸籍に法務大臣が介入

して再製の命令をしたのは、昭和48年祖父の相続財産もち分権を有する母に対する特定病院での子宮摘出手術をナチスドイツによるドイツ断種法による子孫断絶にその意味実体をかえる命令であり、右実体をかえた本人確認書類を提出しなかったとするものである。

ドイツ断種法→国民優生法→優生保護法という優生法の流れとは別の優生思想である平成8年の母体保護法、即ち優生思想の排除、障害者に対する偏見の排除をいう産児制限、新マルサス主義（受胎調節）の枠ぐみにくみ入れる証となる本人確認書類を求めたものである。

薬剤師は看護婦のする受胎調節などはしない。

雇傭、利子、貨幣というマルサス主義の枠内で、特定県の精神科に勤めても給料が出なかったのは、思想が別であることの枠ぐみを逸脱した昭和56年法務大臣再製と証した戸籍が原因である。

福祉国家でないのに最近は無許に停年制がしかれている。自由に行使できる祖父の相続財産、母のもち分は、福祉の財産（組織の財産）でないから原因となる文書「不存在」として請求権を返還すべき事案であるのに、手続上形式上の理由だけで門前払いにされた「文書不存在」は即ち「昭和56年再製戸籍は無効」である。

（2）意見書

印紙は納付しているから形式上の不備に当たらない。

本人確認書類の提出だけを問題とするのは理由にならない。

ア 「やむを得ない理由により住民票の写しが提出できない場合開示請求窓口事前に相談して下さい」とする旨のケースもあり、申立人の場合、弁護士職務上権限という名目で不法に個人情報（戸籍、住民票）を入手し一身専属権に代位登記は許されていないのに登記を許し売却すれば利益があるという理由にならない理由で売却された。右弁護士は本人確認書類も提出していないし印紙も納付していないし委任状もない。

特定年に特定弁護士会で戒告処分を受けている弁護士である。法定代理人の資格証明書類として戸籍謄本、家庭裁判所の証明書を必要とするという手続にも瑕疵がある。

イ 本人確認書類は戸籍謄本が公文書であり法人の場合全部事項証明書が身分証明書である。

戸籍の電算化で戸籍謄本が戸籍全部事項証明書にかわったからといって身分権と財産権を異にする会社の相続財産と同じ扱いになったわけでない。

電算化は戸籍事務手続上の改正である。

本人確認書類の要求は右を身分法の改正に錯誤に陥れる手続である。即ち本人確認書類の手続は個人的組織に入っている人に対するルー

ルであり法規則である。

ウ 本人確認が従来の戸籍の公開原則を改める手段であったと仮にしても第三者が他人の戸籍謄本等の交付請求する場合に本人確認で制限するものであり本人が身分行為法律行為により届出をする場合を除いては本人が本人の戸籍の交付をうける場合本人確認書類で制限されるものではないのは言うまでもない。本件開示請求も同様、本人確認など不要であることは言うまでもない。

エ 旧様式の戸籍が新様式に置きかえられた改製で従前の戸籍が改製原戸籍として閉鎖戸籍になるからといってウという戸籍の閉鎖に向けて新様式の戸籍が死滅戸籍再生の多元宗教（カトリック、プロテスタント、ユダヤ教の統合融合）による新自由主義（新保守主義に対して）の思想の家の戸籍に塗りかえられる本人確認書類の提出など道理にあわない。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求に係る保有個人情報の開示請求（本件開示請求）は、平成28年8月31日に受け付けられたものであるが、本人確認の書類を複写機により複写したもの及び住民票の写し（以下「本人確認書類の写し等」という。）が未提出であった。
- 2 処分庁は、本件開示請求に形式上の不備があるとして、9月5日付けで相当の期間を定めて補正を求めた（9月20日を期限）が、開示請求者からは、本人確認書類の写し等の提出を拒絶する旨等が記載されている文書が送付され、補正は回復されなかった。
このため、処分庁は、9月14日付けで再度相当の期間を定めて補正を求めた（9月21日を期限）が、開示請求者からは、本人確認書類の写し等の提出を拒絶する旨等が記載されていると思われる文書が送付されたのみで、補正は回復されなかった。
- 3 上記2のとおり、開示請求者から本人確認書類の写し等が提出されなかったことから、処分庁は、開示請求者が補正に応じることはないものと判断し、形式上の不備を理由に、9月27日付け法務省秘個第30号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」をもって不開示決定の処分を行ったものである。
- 4 法13条2項において、「開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（中略）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない」とされており、同法施行令11条2項において、「開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長に提出すれば足りる」とされている。

「次に掲げる書類」とは、法施行令11条1項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写しその他その者が同条2項1号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたものであり、本件開示請求に当たっては、これらの書類が提出されなかったことから、形式上の不備が存するものと言える。

5 法13条3項において、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」とされているところ、本件開示請求においては、本人確認書類の写し等の提出が必要である旨を明記し、通算で約3週間という十分な期間を定めて補正を求めていることから、処分庁の手続に不備はないものと言える。

6 以上のことから、本件開示請求については、法18条2項に基づき、不開示決定を行ったものであり、原処分は妥当であると認められるため、本件審査請求は棄却すべきであると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月7日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年12月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「昭和51年特定事件に請求人がかかわった部分についての文書」に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報について、開示請求に形式上の不備（本人確認書類の未提出）があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されなかったとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 求補正の経緯等について

諮問書に添付された資料によると、本件開示請求に係る求補正の経緯等は、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、平成28年8月28日付け「開示請求」をもって、「昭和51年特定事件に請求人がかかわった部分についての文書」に記録された保有個人情報の開示を請求したが、本人確認書類の写

し等の提出又は提示はしなかった。

イ 法務省大臣官房秘書課個人情報保護係は、平成28年9月5日付け求補正書（回答期限は同月20日）をもって、保有個人情報を開示請求する場合は、運転免許証等本人確認書類の両面コピー及び請求日前30日以内に取得した住民票の写しの提出等を求めるとともに、当該書類が提出等されない場合、本人確認書類の未提出等という形式上の不備による不開示決定がなされると思われる旨の情報提供をした。

ウ これに対し、審査請求人は、平成28年9月11日付け（同月13日受付）「異議申立（補正書）」をもって、年金事務所の年金詐欺で健康保険証も詐欺、すなわち、本人確認とならないから、マイナンバーカード発行済みであるのに、特定市は交付しておらず、よって、本人確認書類は提出できない等の内容の回答をただけで、本人確認書類の写し等の提出等はしなかった。

エ 法務省大臣官房秘書課個人情報保護係は、平成28年9月14日付け再求補正書（回答期限は同月21日）をもって、上記イと同様の本人確認書類の提出等を求めるとともに、当該書類の提出等がない場合、本人確認書類の未提出等という形式上の不備による不開示決定がなされると思われる旨の情報提供をした。

オ これに対し、審査請求人は、平成28年9月17日付け（同月20日付け）「補正書異議申立」をもって、本人確認書類がないという形式上の不備で不開示にするというのは、組織の情報の瑕疵を与えるものであるから異議申立てする等の内容の回答をただけで、本人確認書類の写し等の提出等はしなかった。

カ 処分庁は、平成28年9月27日付け「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」をもって、形式上の不備（本人確認書類の未提出）により、不開示とする原処分を行った。

（2）検討

ア 審査請求人は、本人確認書類の提出等がないことを理由に不開示とされたことを不服として審査請求をしていると解されるところ、審査請求人に対する求補正の経緯は上記（1）のとおりであり、処分庁は、審査請求人に対し、平成28年9月5日付け求補正書及び同月14日付け再求補正書において、回答期限をそれぞれ同月20日及び同月21日として、本人確認書類の写し等の提出等を求める求補正を行っていることが認められるところ、このような求補正を行った回数や各補正期間の設定と、その際の情報提供の内容についてみると、その手続には、法13条3項の規定の趣旨に照らして不適切な点は認められない。また、審査請求人は、上記一連の求補正に

対し、不服を申し立てる内容の回答をしているものの、本人確認書類の写し等は提出又は提示をしなかったと認められる。

イ そうすると、本件開示請求には、本人確認書類の未提出等という形式上の不備があり、審査請求人が適正な補正の求めに応じず、形式上の不備は補正されなかったと認められることから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として原処分を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、本件請求保有個人情報の開示請求には、本人確認書類の未提出等という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史